

イベント施工作業時における熱中症対策



熱中症予防指導員
株式会社ラインナップ 田尻 博文

★ポイントは3点★

①早い初期対応

②一人にしなない！

③事業主の対策



① 早い初期対応 ～法改正で厚生労働省が強調したポイント



熱中症の分類

I 度：熱失神・熱けいれんの症状

主な症状：大量の発汗・めまい・立ちくらみ（失神）・筋肉痛・こむら返り



II 度：熱疲労の症状

主な症状：頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感



■ III 度：熱射病の症状

主な症状：意識障害・40度以上に体温が上昇・発汗停止・皮膚の乾燥・昏睡

一度症状が出ると、個人差もあるが
思ったより進行が早いことを忘れずに！



厚生労働省による労働安全衛生法に基づく省令の改正が決まり

2025年6月1日に

改正労働安全衛生規則が施行 されました

これにより

職場における熱中症対策が罰則付きの義務化

[罰則]

6カ月以下の懲役、または、50万円以下の罰金



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」



DXDLJ0 - 94566618

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。



DXDLJ0 - 94566618

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



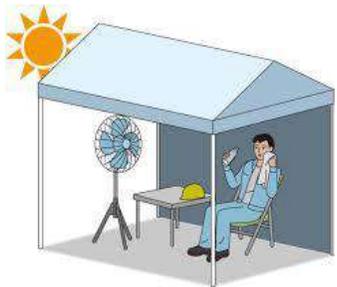
【強調されているポイント】

「見つける」→「判断する」→「対処する」

- ①熱中症の恐れがある労働者を早期発見し
社内で報告するための体制整備

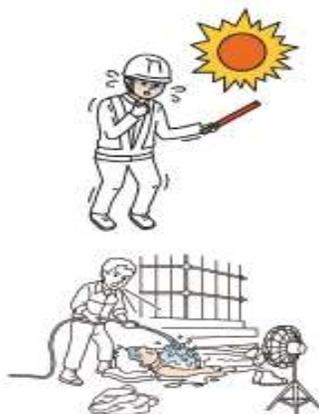
②重症化を防ぐための応急処置や
医療機関への搬送など手順の作成

- ③それらの内容の関係者への周知



発症者発見から適切な対応の流れをシュミレーションしておくこと！

職場における熱中症対策 ～ 厚生労働省PDF



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例
【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

作業離脱、身体冷却

意識の異常等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

異常等あり
救急隊要請

異常等なし
自力での水分摂取

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

できない
医療機関への搬送

できる
経過観察

回復しない、症状悪化
回復
回復
回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

【熱中症対応チャート】

★ひとりで対応しようとする事！複数人で手分けして！



シミュレーションを
社員全員で共有！

★病院での診察・治療後ならびに早退帰宅付添い後も、翌朝までは経過の聞き取りを随時行う事！



- **意識障害**

- >> 意識が無い～呼びかけに応じない
- >> 言動がおかしい 会話が成立しない
- >> ろれつがまわらない

- **全身硬直～けいれん**

- **運動障害**

- >> まっすぐ歩けない
- >> 立ち上がれない

- **異常な体温上昇**

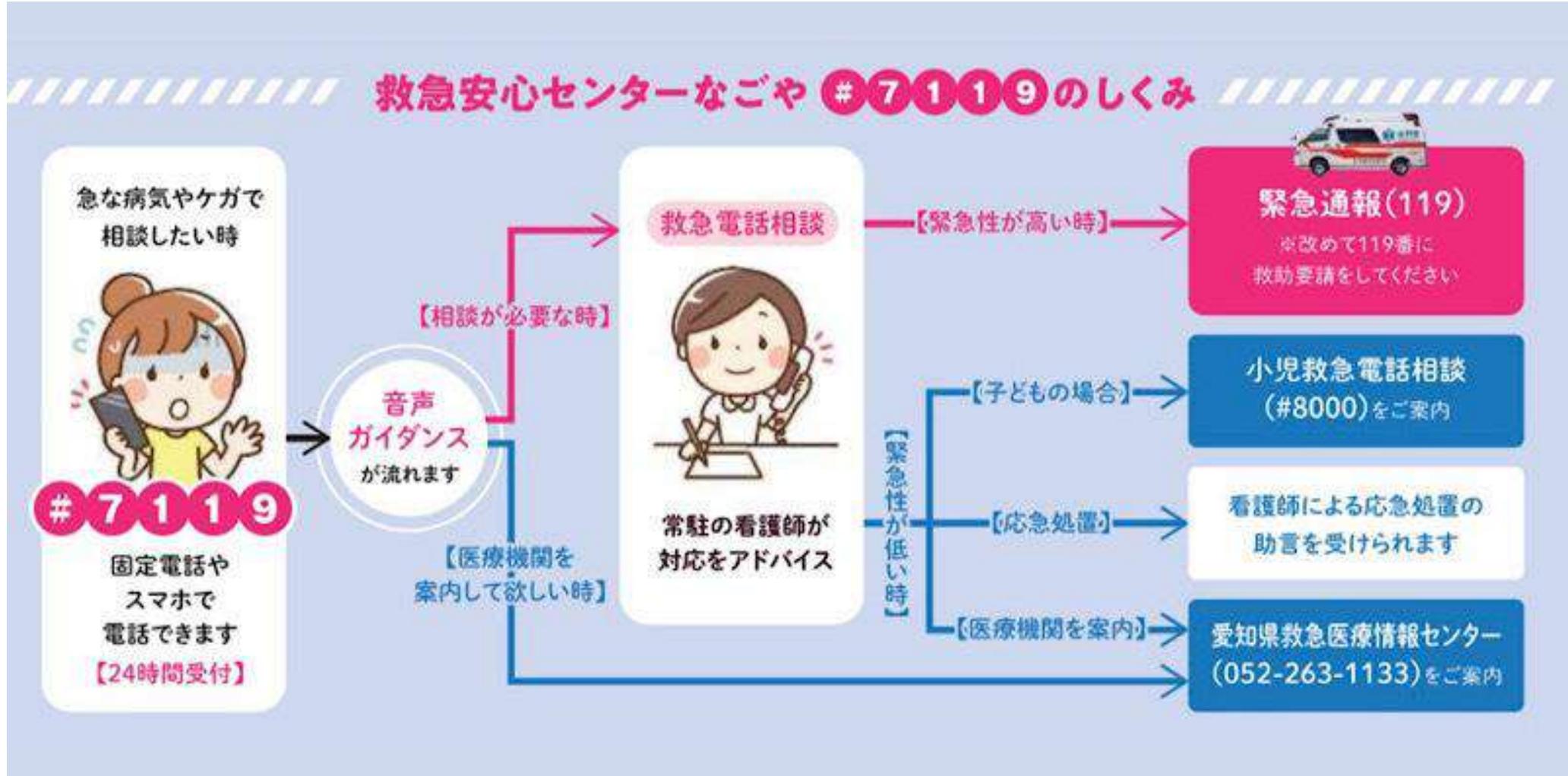


**上記症状（Ⅲ度）の場合は、
皆で協力し、会社・顧客担当に報告しつつ
即！救急隊要請！**

#7119（救急安心センターなごや）とは？

急な病気やケガをした時に、「今すぐに病院に行った方がよいか」「救急車を呼んだ方がよいか」など判断に迷った際に、24時間365日体制で看護師等からアドバイスを受けることができる電話相談窓口です。

ただし、突然の激しい頭痛、意識がもうろうとしている、大量の出血を伴うケガなど緊急を要する場合には、ためらわずに119番で救急車を呼んでください！



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの
評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 【くぎ(釘)打ち、盛土】 ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

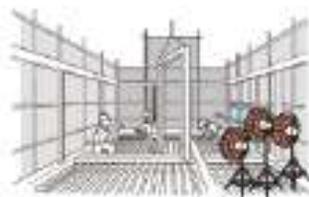
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高湿多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状況の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高湿多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適應すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5) 作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高湿多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例



応急処置のポイント



- + 涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる
- + エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす



首の周り・脇の下・太もものつけね
などを冷やす

飲めるようであれば
水分を少しずつ
頻回に取らせる

 持病をお持ちの方やお子さんは、かかりつけの医師とあらかじめ相談し、熱中症対策についてアドバイスをもらっておきましょう

**★意識がはっきりしない発症者に
水を無理やり飲ませてはいけません！
誤嚥の可能性があり、かえって危険です。**

「水かけ」は、アスリートの世界では一般的な手当



© JSPO (公益財団法人日本スポーツ協会)

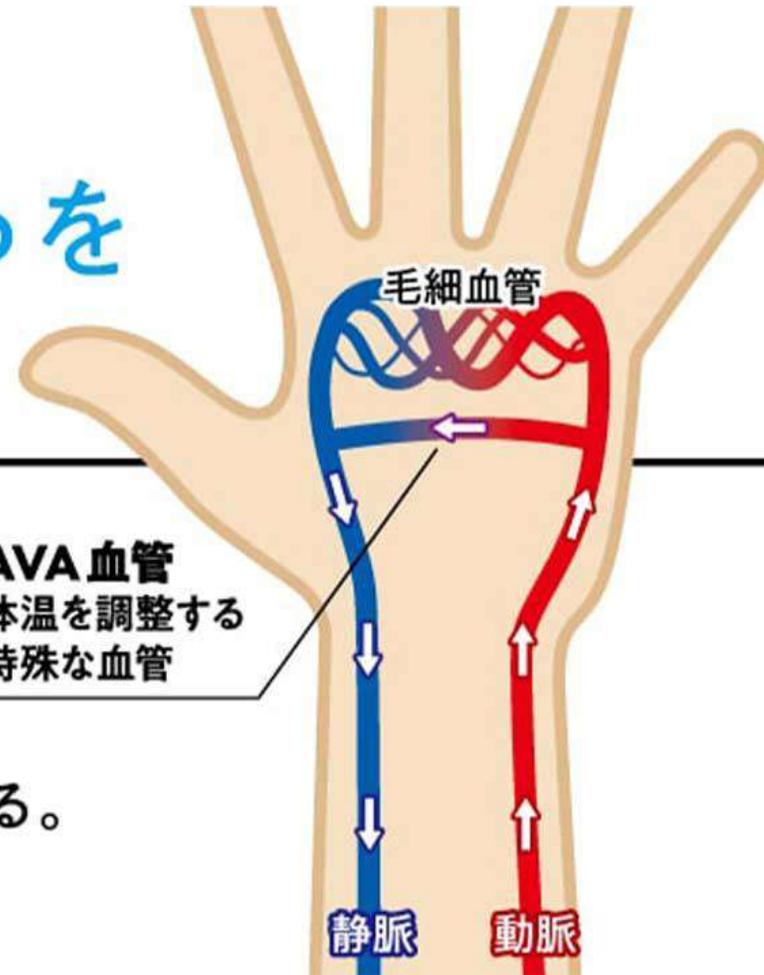
解説

「作業着を脱がせて水かけ」、驚かれるかもしれませんが、アスリートの世界では一般的です。熱中症から命を救えるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっているからです。救急車を要請すると同時に、速やかに水をかけ、全身を冷却してください。

12℃で手のひらを 冷やすと!?

AVA 血管を冷やすことで
「血液の温度が下がり」更に体の
中心部の温度である
「深部体温が下がり」暑さ対策につながる。

AVA 血管
体温を調整する
特殊な血管



**作業をして暑くなってからでなく
作業前にあらかじめ冷やして
深部体温を下げておくことも有効だそうです**

②一人にしなない！

～熱中症発症者をほったらかしにしてしまうと？



熱中症の特徴として
比較的軽い症状のうちに
適切な対処を施さないと
症状が重篤な状態に 早く進んでしまう

ということは。。。



「我慢と放置」が一番ヤバイ！

真面目な人ほど
「現場に迷惑を掛けてはいけない」と我慢します。

朝礼などで

「具合が悪くなったら、遠慮なく申し出を！」

と、作業員に強く念を押しておくこと！



熱中症を重篤にしないために
一人作業を出来るだけ回避しましょう！

一線を越えたら急速に症状が進行する
ところが熱中症の怖い所です
人の目に付かない所で発症し

熱痙攣から来る 身体硬直 により
動けなくなつてそのまま死に至るまで放置！
ということにもなりかねません！



実際の死亡事故事例 ①

交通誘導員A(59才)は良く晴れた夏日(気温33.8度)に、朝から定期的に小休憩を挟み作業に従事していたが、昼休憩(1時間)後の14時頃、立ち眩みと手足のしびれを感じ、作業管理者に了解を取って、作業エリア内の道路高架下日陰で休憩をしていた。約1時間後、作業管理者が様子を見に行ったところAさんは意識を失っており、呼びかけにも応じなかったので急いで救急車を要請。程なく病院にて処置を受けたが、4時間後多臓器不全で死亡した。



休息させる時も ほったらかしは絶対にダメ！

実際の死亡事件事例 ②

塗装工B(39才)は気温34℃(曇天)の中、ビル外部階段手摺の塗装下地作りの作業をしていた。午後3時の休憩を職長が携帯で連絡したところ応じず、現地に様子を見に行ったら、階段踊り場で意識を失いうずくまった形で発見された。急いで病院搬送されたが、熱中症進行による多臓器不全で翌朝死亡した。現場外階段はほとんど人も立ち入らず、うずくまっていた踊り場は5F(7F建てのビル)で外部からも視認しづらい状況であった。



shutterstock.com · 2615393631

誰からも視認されない 一人作業は危険！

株式会社ラインナップでは
現場から早退させる時や
病院に向かわせる時も必ず「付添い」を付けます

具合が悪いときに一人で行動させると
気分が悪くなって
公衆トイレなどの個室に入ってしまう可能性があります
個室内で症状が悪化したら誰からも視認されず
助けも呼べません



繰り返しになりますが

- ① 視認されない一人作業を作らない！
- ② 発症者を一人にしない！

この2点！お忘れ無きよう！

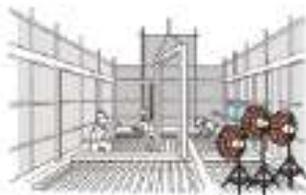


第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高湿多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状況の確認

③ 事業主の対策

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高湿多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適應すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5) 作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高湿多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例



重要



4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1) 熱中症の症状
- (2) 熱中症の予防方法
- (3) 緊急時の救急処置
- (4) 熱中症の事例



愛知名古屋ディスプレイ協同組合主催
「熱中症予防管理者講習」

日時 : 5月12日 (火) 13:30 ~ 17:00
場所 : ポートメッセなごや 交流館内会議スペース

組合員の企業様には、追って受講方法等をお知らせいたします。
奮ってご参加ください！



教育内容

熱中症予防管理者教育のカリキュラムは、厚生労働省の「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づいています。主な内容は以下の通りです。

- 熱中症の症状**：熱中症の概要、発生する仕組みと症状（30分）。
- 熱中症の予防方法**：暑さ指数（WBGT）の評価、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育の重要性（150分）。
- 緊急時の救急処置**：緊急連絡網の作成と周知、緊急時の救急措置（15分）。
- 熱中症の事例**：熱中症の災害事例（15分）。

合計で3.5時間の講習となります。

正しい知識に基づいた
迅速で適正な対応を
全員で共有し
熱中症0ゼロで
今年の暑さも乗り切りましょう！

ご安全に！

